

奈良県介護予防・日常生活支援普及展開事業
(県の自立支援・介護予防等の取組と効果等の分析)
公募型プロポーザル募集要項

1 目的

令和7年度の「奈良県介護予防・日常生活支援普及展開事業（県の自立支援・介護予防等の取組と効果等の分析）」受託事業者の選定について、効率的で効果の高い事業が実施できるようプロポーザル方式により企画提案の公募を行う。

2 業務の概要

(1) 委託業務名

奈良県介護予防・日常生活支援普及展開事業（県の自立支援・介護予防等の取組と効果等の分析）

(2) 委託業務の内容

奈良県高齢者福祉計画・第9期介護保険事業支援計画・認知症施策推進計画で設けた目標達成に向けて、データ分析等による事業評価を行うことにより、奈良県及び県内市町村において介護予防等の効果的な施策の検討や見直しを行う。

なお、詳細については「奈良県介護予防・日常生活支援普及展開事業（県の自立支援・介護予防等の取組と効果等の分析）委託仕様書（以下、「仕様書」という。）」（別添1）のとおりとする。

(3) 委託期間

令和7年5月1日から令和8年3月27日まで

(4) 委託上限額

4,994,000円（税込）

(5) 経費の支払い方法

委託料の支払い方法は、委託業務完了後、一括精算払いとする。

3 スケジュール

(1) 募集要項等の配付期間

令和7年3月26日（水）から同年4月18日（金）まで

（土曜日、日曜日、祝日を除く。）各日とも午前8時30分から午後5時まで
ただし、4月18日（金）は正午（午前12時）まで

(2) 募集要項等の配付場所

奈良市登大路町30番地 奈良県庁本庁舎3階

奈良県福祉医療部医療・介護保険局地域包括支援課

※ 郵送による配付は行わない。

※ 募集要項等は、「奈良県福祉医療部医療・介護保険局地域包括支援課ホームページ」で公開する。

ホームページ URL <https://www.pref.nara.jp/34776.htm>

(3) 質問の受付

① 受付期間

令和7年4月2日(水)午後3時まで(必着)

② 提出方法

ア 「質問票」(様式4)により、電子メール又はFAXで下記担当課へ送付すること。(口頭又は電話での問合せは受け付けない。)なお、FAXの場合は必ず電話にて送付した旨を連絡すること。

イ 質問事項は、様式1枚につき1問とし、簡潔に記載すること。

ウ 電子メールで送付の場合には、件名に「奈良県介護予防・日常生活支援普及展開事業(県の自立支援・介護予防等の取組と効果等の分析)委託公募型プロポーザル受託者募集質問票」と表記すること。

エ 質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を妨げるおそれのあるものを除き、「奈良県福祉医療部医療・介護保険局地域包括支援課ホームページ」(上記3(2)のURLと同じ)上にて公開する。なお、個別には回答しない。

(4) 参加申込書の受付

① 提出期限

令和7年4月9日(水)午後5時(必着)(土曜日、日曜日、祝日を除く。)

持参の場合の受付は各日とも午前8時30分から午後5時までとする。

② 提出先及び連絡先

(7)の担当部課に同じ

③ 提出方法

参加申込書(様式1)及び事業者概要書(様式2)を郵送又は持参にて下記担当部課へ提出すること。なお、郵送の場合は、必ず電話にて送付した旨を連絡すること。

④ 参加資格確認通知

令和7年4月14日(月)以降に、参加申込書に記載されているメールアドレスへ通知する。

⑤ その他

本件は、電子契約も可とする。電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を参加申込書とあわせて電子メール、郵送または持参の方法により提出すること。

(5) 企画提案書の受付期間

令和7年3月26日(水)から同4月18日(金)正午(必着)

(土曜日、日曜日、祝日を除く。)各日とも午前8時30分から午後5時まで
ただし、4月18日(金)は正午(午前12時)まで

※提出書類等詳細については、「5 応募手続き等」を参照すること。

(6) 事業者決定

令和7年4月30日（水）（予定）

(7) 担当部課

奈良県福祉医療部医療・介護保険局地域包括支援課（担当：川内）

所在地：〒630-8501 奈良市登大路町30番地

電話：0742-27-8540

FAX：0742-26-1015

メールアドレスについては電話により上記に問い合わせること。

4 参加資格要件等

企画提案を提出する者は、次に掲げる要件を全て満たしていることとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 参加申込書の提出時点において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者であること。
- (3) 物品購入等に係る競争入札の参加資格に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者名簿に、営業種目「Q4検査・分析・調査業務」又は「Q7諸サービス」で登録している者であること。（ただし、企画提案書提出時点において登録が認められていれば可とする。）
- (4) 公告日から過去5年以内に、国又は地方公共団体（国又は地方公共団体が設立する独立行政法人も含む。）を契約の相手方として、介護予防・日常生活支援総合事業、生活支援体制整備事業又は地域包括支援センターの運営にかかる分析に関する業務を受託し、誠実に履行した実績を有する者であること。

5 応募手続き等

応募については、1応募者につき1提案に限る。

(1) 企画提案書の提出期限

令和7年4月18日（金）正午（必着）

(2) 提出場所及び連絡先

上記3（7）の担当部課に同じ

(3) 提出方法

郵送又は持参とする。なお持参の際は、事前に提出予定時間を連絡すること。

(4) 提出物及び部数

下記①及び②について、8部（正本1部、副本（写し）7部）提出すること。

① 企画提案書（様式3）

※副本には、法人の名称が推測されるような記載や用紙の使用はしないこと。

② 見積書

(5) 企画提案書の作成等について

企画提案書は以下のとおり作成すること。

① 業務実施体制

ア 仕様書で定める業務内容を確実に実施できる組織体制が確保されているか記述すること

イ 担当者や責任者が、介護予防・日常生活支援総合事業及び生活支援体制整備事業、地域包括支援センターの運営にかかる業務の実績*等を有し、的確な認識や豊富な知識から効果的な分析が期待できるか記述すること

※介護予防・日常生活支援総合事業（一般介護予防事業を含む）及び生活支援体制整備事業、地域包括支援センターの運営等にかかる分析（国又は地方公共団体から業務を受託し、適正に業務を完遂した実績等）

ウ 事業の実実施スケジュールは、適切で実現可能なものであるか記述すること

② 業務実施内容

ア 本事業の目的を理解し、仕様書で求められている業務内容について、効果が発揮されるようなアウトカム指標等を具体的に提案すること

イ 本県の特性や、奈良県高齢者福祉計画・第9期介護保険事業支援計画・認知症施策推進計画の内容を踏まえ、今後の県の取組について方向性を具体的かつ効果的に提案すること

ウ 仕様書5（1）にかかる分析の考え方及び手法は、具体的かつ効果的か、また、令和8年度以降に県が更新データを活用して、継続して分析できるものとなっているか

エ 仕様書5（2）にかかる分析の考え方及び手法は、具体的かつ効果的か、また、令和8年度以降に県が更新データを活用して、継続して分析できるものとなっているか

オ 仕様書5（3）にかかるヒアリング内容は、具体的かつ効果的か

カ 仕様書5（4）に示す会議体は、実施内容が具体的かつ効果的なものとなっているか、また、効果的な参加者及びアドバイザーが選定されているか

③ 個人情報保護等情報管理体制

個人情報等の管理上の効果的な対策（運用上の仕組みやルール作り）、及び個人情報等の保護に関する従業者への効果的な研修対策について提案すること

④ 経費

本事業の経費とその内訳を記載し、「一式」計上はしないこと。また、消費税込みの見積金額を記載すること

6 業務契約相手方の特定等

(1) 特定方法

企画提案書の内容をもとに、県が別途設置する「奈良県介護予防・日常生活支援普及展開事業（県の自立支援・介護予防等の取組と効果等の分析）業務委託審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）において、「奈良県介護予防・日常生活支援普及展開事業（県の自立支援・介護予防等の取組と効果等の分析）受託事業者選定に係る審査基準」（別添2）に沿って審査を行い、本業務委託契約の相手方を特定する。

提案が複数ある場合は、各委員の合計点数の総計が満点の6割以上の者のうち、最も高い得点を獲得した者で、かつ、審査委員会の合議により認められた者を、最優秀提案者として選定する。

ただし、審査の結果、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が一以上ある提案者は、受託事業者として特定しない。

なお、提案者が1者の場合、評価基準による得点が6割以上で、かつ、審査委員会の合議により認められた者については、当該提案者を受託事業者として特定するものとする。ただし、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が一以上ある提案者は、受託事業者として特定しない。

(2) プレゼンテーション等について

提案に対する質疑及び補足説明を求めるため、提出書類に基づいたプレゼンテーションを実施する。

- ① 入室は各事業者3名以内とし、プレゼンテーションの実施者には、やむを得ない場合を除き、本業務に係る統括責任者も含めること。
- ② プレゼンテーション用の資料はA4又はA3版1枚（両面印刷可）のみ配布可能（10部）とするが、プレゼンテーション内容及び配付資料のいずれにおいても、提案者名が推測できるような表現又は記載は不可とする。
- ③ プレゼンテーションの順番は、提案書の提出順とする。
- ④ プレゼンテーションの実施日

令和7年4月23日（水）に実施する。実施時間及び場所については、提案者に対し後日通知する。

(3) 失格事項

提案者が次に掲げる場合に該当するときは、失格とする。

- ① 上記4に示した参加資格要件が備わっていないとき
- ② 参加資格確認資料又は企画提案書に虚偽又は不正があったとき
- ③ 提出された企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき
- ④ 一以上の審査項目についての記載がなかったとき
- ⑤ 委託上限額を超える見積書が提出されたとき
- ⑥ プレゼンテーションに不参加のとき
- ⑦ その他不正な行為があったとき

(4) 特定結果の通知

企画提案書を提出した者に対しては、特定、非特定の旨を、書面により通知する。また、通知後はすみやかに、少なくとも契約期間中は、次に掲げる事項について、奈良県ホームページへの登載により公表するものとする。

- ① 業務名、受託者の所在地・名称・代表者氏名及び審査年月日
- ② 受託者・提案者毎、各評価項目毎の評価点及び合計点（ただし、受託者以外の業者名は公表しない。）

7 契約等

- (1) 上記により特定された者は、速やかに県と本業務に係る契約を締結すること。
- (2) 提案内容の履行については、原則として契約内容に含めるものとする。
- (3) 委託契約に当たっては、契約保証金の納付（契約金額の10%以上）が必要となる。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条第1項各号に該当する場合はこれを免除することができる。
- (4) 契約にあたっては、その他、地方自治法（昭和22年法律第67号）や奈良会計規則（平成7年3月奈良県規則第67号）をはじめとする諸規程が適用される。
- (5) 契約内容等については、特定された者に別途通知する。
- (6) 特定後、速やかに県と協議を行うこと。

8 契約の不締結

本業務委託契約の相手方の特定後、契約締結までに本業務委託契約の相手方について次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を締結しないものとする。

- (1) 役員等（役員（非常勤を含む。）、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 上記（3）及び（4）に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記（1）から（5）のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約等に当たって、上記（1）から（5）までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記（6）に該当する場合を除く。）において、発注者が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
- (8) 県が発注する物品購入等の契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

9 契約の解除

契約締結後であっても、契約の相手方が8のいずれかに該当すると認められる場合、企画提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、正当な理由なく一定期間業務を履行しない場合、契約を解除し委託者を変更することがある。また、上記理由で契約を解除した場合は、契約の相手方は損害賠償義務が生じる。

10 その他

- (1) 本業務の成果等は県に帰属する。
- (2) 企画提案書等の作成及び提出に関する費用は、提案者の負担とする。なお、提出のあった企画提案書等は返却しない。
- (3) 企画提案書等は、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号）に基づき開示する場合がある。
- (4) 企画提案書等は、審査に必要な範囲内で複製を作成することがある。
- (5) 書類等の作成・契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (6) その他定めのない事項については、地方自治法、同法施行令（昭和22年政令第16号）及びその他関係法令、奈良県会計規則及びその他の奈良県が制定する関係条例・規則等に従うものとする。
- (7) 令和7年4月1日以降は、「福祉医療部医療・介護保険局」を「福祉保険部」に読み替えるものとする。

11 問い合わせ先

奈良県福祉医療部医療・介護保険局地域包括支援課

（上記3（7）の担当部課に同じ）

所在地：〒630-8501 奈良市登大路町30番地

電話：0742-27-8540

FAX：0742-26-1015

メールによる連絡を希望する場合は、電話でメールアドレスを問合わせること。